

第2条第1項第1号に定める「安全・安心な暮らしの実現に関すること」のうち、「災害支援に関すること」について、次のとおり定める。

(目的)

- 1 甲及び乙は、蒲郡市内に地震、風水害その他の災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行する。

(定義)

- 2 「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

(協力要請)

- 3 甲及び乙は、蒲郡市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 避難・物資支援のための車両の提供

(乙が提供可能な場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)

(2) 甲又は乙が収集した避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 被災地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄附金を内容とする郵便物の料金免除

(5) 乙が業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項^(註)

(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(注) 避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収を含む。

(協力の実施)

- 4 甲及び乙は、前項の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

- 5 協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報等連絡体制の整備)

- 6 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

- 7 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行うものとする。

(連絡責任者)

- 8 この事項に関する甲乙の連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 蒲郡市 危機管理監

乙 日本郵便株式会社 蒲郡郵便局 総務部長

(様式)

No.

自治体用

避難者情報確認シート（避難先届）

年 月 日現在

※ ご記入いただきました個人情報に関しては、当市役所の業務のみに使用し、厳正に管理します。ただし、下記にご承諾をいただいた場合は、郵便配達業務のために郵便局に開示します。

本紙に記載した情報の郵便局への開示を承諾します。

(※承諾の場合は、□内に「レ」を付してください。)

【お問合せ先】 蒲郡市役所 電話：0533-66-1111

届出者氏名	
-------	--

◇ これまでのご住所（アパート等集合住宅の場合は部屋番号までご記入ください）

〒	—
---	---

◎ 郵便物の配達について（いずれかを○でお囲みください）

- ・ご自宅への配達
- ・現在避難している場所

〒	—
---	---

・その他への配達 ⇒ 郵便局へ転居届を提出してください。

◇ご氏名等

世帯主様	フリガナ		
	氏名	(姓)	(名)
ご家族・同居人様	フリガナ		
	氏名①	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名②	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名③	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名④	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名⑤	(姓)	(名)
事業所名			

(様式)

No.

郵便局用

避難者情報確認シート（避難先届）

年 月 日現在

※ ご記入いただきました個人情報に関しては、日本郵便において厳正に管理し、配達業務以外の目的には使用いたしません。ただし、下記にご承諾をいただいた場合は、行政機関からの開示要請を受けて開示します。

本紙に記載した情報の行政機関への開示を承諾します。

(※承諾の場合は、口内に「レ」を付してください。)

【お問合せ先】 蒲郡郵便局 電話：0533-68-6001

届出者氏名	
-------	--

◇ これまでのご住所（アパート等集合住宅の場合は部屋番号までご記入ください）

〒	—
---	---

◎ 郵便物の配達について（いずれかを○でお囲みください）

- ・ご自宅への配達
- ・現在避難している場所

〒	—
---	---

- ・その他への配達 ⇒ 一般のとおり転居届の提出をお願いします。

◇ご氏名等

世帯主様	フリガナ		
	氏名	(姓)	(名)
ご家族・同居人様	フリガナ		
	氏名①	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名②	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名③	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名④	(姓)	(名)
	フリガナ		
氏名⑤	(姓)	(名)	
事業所名			

第2条第1項第1号に定める「安全・安心な暮らしの実現に関する事」のうち、「廃棄物の不法投棄等の情報提供に関する事」について、次のとおり定める。

(目的)

- 1 甲と乙は、相互に協力して、市内を常に清潔な状態に維持し市民の生活の安全と地域社会における環境整備を目指すこととする。

(定義)

- 2 「不法投棄」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に反して、廃棄物を投棄することをいう。

(通報の範囲)

- 3 乙は、通常業務に支障のない範囲内において、すべての公道（国道、県道及び市道）及びその沿線周辺において不法投棄と思われる廃棄物等を発見した場合並びに不法投棄の現場を発見した場合は、甲に通報するものとする。

(通報方法)

- 4 前項に定める情報提供は、別に定める様式で甲の市民生活部環境清掃課へファクシミリ（0533-57-3924）により行うこととする。ただし、乙において緊急を要すると判断した場合は甲の市民生活部環境清掃課へ電話（0533-57-4100）で通報する。

(免責)

- 5 乙は、この事項による情報提供をした場合及び情報提供を行うことができなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

(担当部署)

- 6 この事項に関する甲の担当部署は、次のとおりとする。
蒲郡市市民生活部環境清掃課

(様式)

廃棄物の不法投棄等のお知らせ

廃棄物の不法投棄等の内容 (該当する項目を○で囲む)	
連絡日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分
緊急性	有 ・ 無
廃棄物等 不法投棄物 の内容及び 廃棄量	家電5品目：エアコン・テレビ・洗濯機・乾燥機・冷蔵庫 () 家具類 () 車両・バイク () その他 () ※廃棄されている品名・数量を記載
発生場所	
付近の略図	
情報提供者	郵便局 (電 話：) (FAX：) (氏 名：)
連絡先	蒲郡市役所 市民生活部 環境清掃課 TEL 0533-57-4100 FAX 0533-57-3924

第2条第1項第1号に定める「安全・安心な暮らしの実現に関すること」のうち、「道路の損傷等の情報提供に関すること」について次のとおり定める。

(目的)

- 1 甲と乙は、相互に協力して、道路を常時良好な状態に維持し、市民生活の安全を守り、地域社会の発展を目指すこととする。

(対象道路)

- 2 対象とする道路は、蒲郡市の市域内に存する一般公共の用に供されている道路とする。ただし、甲の管理に属さないことが明らかなものを除く。

(通報内容)

- 3 乙は、甲に対して知り得た次に掲げる事項で、そのまま放置すれば事故の発生等道路の通行の安全を損なうおそれのあるものを、業務に支障のない範囲内で、通報するものとする。
 - (1) 道路の陥没、亀裂、穴ぼこ、段差等の発生による路面の不全
 - (2) 側溝蓋、マンホールの不全
 - (3) ガードレール、防護柵又は橋梁の欄干若しくは手すりの不全
 - (4) 道路照明施設、カーブミラー、標識又は街路樹の不全
 - (5) 工事箇所における安全対策の不備
 - (6) 物件等の散乱による通行阻害
 - (7) その他通行の安全を損なうおそれがあると思われる事項

(通報方法)

- 4 前項に定める通報は、乙において緊急性の可否を判断し、緊急の場合は業務に支障のない範囲で電話通報（建設部土木港湾課管理庶務係 0533-66-1135）する。緊急を要しないものは文書又はファクシミリ等でも行えるものとする。

(対応措置)

- 5 甲は、前項による通報を受けたときは、速やかに現地調査等を行い、必要に応じて通行の安全を確保するための措置を講じるものとする。

また、甲は、甲の管理に属さない道路に関し4の通報を受けたときは、当該道路の管理者に通報内容を連絡するものとする。

(免責)

- 6 乙は、この事項による情報提供をした場合及び情報提供を行うことができなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

(担当部署)

- 7 この事項に関する甲の担当部署は、次のとおりとする。

蒲郡市建設部土木港湾課

(様式)

道路情報提供報告書

連絡日時		年	月	日	午前・午後	時	分
補修の緊急性		有 ・ 無					
補修箇所等	道路の破損	陥没・穴ぼこ・凸凹・深い水たまり・その他 ()					
	側溝	蓋の破損・すき間・その他 ()					
	防護柵	倒壊の危機・損傷・その他 ()					
	道路反射鏡	倒壊・傾き・ミラーの破損・角度調整・その他 ()					
	道路標識	倒壊・文字が見えない・その他 ()					
	街路樹	倒木・枝が通行に支障・その他 ()					
	その他	()					
発生場所	蒲郡市 付近 (地区)						
付近の略図							
情報提供者	郵便局 (電話 :) (FAX :) (氏名 :)						
連絡先	蒲郡市役所 建設部 土木港湾課 TEL 0533-66-1135 FAX 0533-66-1191						

第2条第1項第1号に定める「安全・安心な暮らしの実現に関すること」のうち、「高齢者、障がい者、子どもその他の甲の住民の見守りに関すること」について、次のとおり定める。

(目的)

- 1 甲と乙は、業務上の連携を図ることにより、地域での孤立死の未然防止並びに認知症による徘徊、子どもへの虐待その他異変の早期発見及び早期対応を行うことにより、誰もが安心して暮らせる地域社会を実現することを目的とする。

(活動地域)

- 2 この事項の活動の対象となる地域は、蒲郡市内で乙が通常に業務を行う地域とする。

(協力事項)

- 3 乙は、日常業務において業務の支障のない範囲で何らかの異変を察知した場合は、速やかに甲にその状況を連絡するものとする。ただし、緊急時は、必要に応じ、直接、警察署又は消防署へ通報するものとする。

なお、高齢者の見守り活動については、蒲郡市高齢者見守りネットワーク事業に関する協定書に準ずるものとする。

(対応)

- 4 甲は、乙の協力事項による通報があったときは、速やかに必要な対応を行うものとする。

(免責)

- 5 乙は、この事項による情報提供をした場合及び情報提供を行うことができなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

(担当部署)

- 6 この事項に関する甲の担当部署は、次のとおりとする。
高齢者については蒲郡市健康福祉部長寿課
障がい者、子どもその他の住民については蒲郡市健康福祉部福祉課

(様式)

	あて先	TEL	FAX
	蒲郡市健康福祉部長寿課	0533-66-1105	0533-66-3130
	蒲郡市健康福祉部福祉課	0533-66-1104	

あて先に○をつけてください。

電話の場合は「地域見守り活動記載欄」の項目に基づき、内容をお伝えください。

地域見守り活動連絡票

見守り活動者記載欄	連絡日時	年 月 日 ()		
		午前・午後 時 分		
	連絡者	郵便局名		
		連絡者氏名		
		電話番号	- -	
	対象者	異変発見日時	年 月 日 ()	
			午前・午後 時 分	
		対象者氏名		
		住 所	蒲郡市	
		電話番号	- -	
住民の状況				
記載欄 蒲郡市	対応日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分		
	対応者氏名			
	対応状況			